

富士市交通安全計画（案）

令和8年 月

富士市交通安全対策会議

計画の位置づけ

本計画は、交通安全対策基本法により作成される静岡県交通安全計画に基づくもので、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱について、基本理念と事業の実施方針を定めるものとする。

本計画には年次を定めず、将来、関係法令の改正、社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本理念

【交通事故のない社会を目指して】

市民が安全で安心して暮らすことができ、移動することができる社会を実現するためには、交通安全の確保は欠かせないものである。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失も勘案して、市を挙げて積極的な取組を行うことにより、交通事故による死者、負傷者を限りなく少なくし、究極的には交通事故のない社会を目指すことが理想である。

【人優先の交通安全思想】

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、高齢者、障害のある人、こども等の交通弱者の安全を一層確保する必要がある。

運転者には「思いやり」のある運転思想と「譲る運転」の徹底を促し、歩行者には譲られたことに対する感謝の気持ちを示す具体的な行動を醸成することによって、交通安全を図っていく。

【少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

こどもから高齢者に至るまで安全に移動ことができ、安心して移動を楽しみ、豊かな人生を送ることができる社会を、道路交通の関係者の連携によって、構築することを目指す。

【協働と市民参画による交通安全活動の推進】

行政、警察、関係機関、関係民間団体等が強固に連携し、交通事故防止のための施策を推進するとともに、市民による主体的な交通安全活動を促進することが重要である。

交通安全施策に市民が積極的に参加できる仕組みづくりや、地区におけるその特性に応じた活動等により、協働と市民参画による交通安全活動を推進する。

目標

静岡県交通安全計画における数値目標を参考に、富士市交通安全対策協議会にて、毎年数値目標を決定

★究極目標：交通事故のない社会、交通事故による死者数ゼロの達成

道路交通の安全における施策

静岡県交通安全計画に準じて、以下の視点と対策の柱に基づき、市民を中心として、行政、警察、関係団体・事業者、関係機関が連携し、交通安全施策を推進する。

重視すべき視点

- 1 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさせないための総合的な対策
- 2 こどもの安全確保のための環境整備
- 3 歩行者の安全確保のための意識変容
- 4 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- 5 外国人の交通安全対策の推進
- 6 特定小型原動機付自転車やその他小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- 7 生活道路における歩行者等の安全確保
- 8 先進技術の活用推進
- 9 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 10 地域が一体となった交通安全対策の推進

対策の柱

- 1 道路交通環境の整備
 - 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - 幹線道路における交通安全対策の推進
 - 自転車利用環境の総合的整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
 - 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
 - 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
- 3 安全運転の確保
 - 運転者教育等の充実
 - 自動運転等の安全の確保と支援
 - 安全運転管理の推進
- 4 車両の安全性の確保
 - 自動車の検査及び点検整備の充実
 - 自転車の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
 - 救助・救急体制の整備
- 7 被害者支援の充実と推進

推進体制

